

ごかの お知らせ

お知らせ

個人事業税の定期課税 第1期分の納付について

(税務課)

8月は個人事業税の定期課税第1期分の納期です。8月中旬に納税通知書をお送りしますので、納期限の8月31日(木)までにお近くの金融機関・郵便局または県税事務所の窓口で納付してください。また、口座振替を申し込まれている方は、口座の残高をご確認ください。
なお、新たに口座振替による納税を希望される場合は、お取引の金融機関(郵便局は除く)

でお申し込みください。
詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ

県税事務所 収税課
☎(87)1120(代)

取り壊したり、新築・増築した家屋等はありませんか?

(税務課)

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋を所有している方にかかります。今年中に家屋等を取り壊したり、新築・増築を予定している方(またはすでに済んだ方)は、早めにご連絡ください。

お問い合わせ

税務課(内線253)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定について

(住民課)

入院にかかる療養または厚生労働大臣が定める在宅末期医療総合診療を受ける時に、一部負担金限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額が減額される制度です。

所得審査を行ったうえ、該当する方につきましては8月1日(火)から平成19年7月31日(火)までの新しい「減額認定証」を交付いたします。(世帯で審査し、住

民税が課税されている方がいる場合は対象になりません。)

次の方を持参して住民課へお越しください。

持参するもの

・国民健康保険証

・現在使用中の減額認定証

・印鑑

お問い合わせ

住民課(内線233)

国民健康保険高齢受給者証の更新について

(住民課)

平成14年10月の法改正により、国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方(既に老人医療受給者証を交付されている方は除く)は、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

まだ、更新をされていない方は、新しい高齢受給者証と交換いたしますので、次のものを持参して、住民課までお越しください。

持参するもの

・国民健康保険証

・現在使用中の高齢受給者証

・印鑑

お問い合わせ

住民課(内線233)

児童手当について

(福祉課)

現況届の提出はお済みですか?

「現況届」は、毎年6月1日における状況が、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。該当者には、6月中旬に現況届を郵送してあります。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、お忘れの方は至急提出してください。

児童手当制度拡充による手続お済みですか?

平成18年4月1日から支給対象年齢が、小学校第6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。

改正に伴う新規請求等は、本年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます

(注意)支給要件に該当する方であっても、認定請求(増額含む)の手続きをしないと支給されません。

お問い合わせ

福祉課(内線237)

建設から環境まで新たな技術を五霞町より発信します

工事部 ガーデンエクステリア

小さな駐車場の水たまり補修工事から大規模開発工事まで幅広くお客様のニーズにおこたえします。(見積無料)
お気軽にお問い合わせください 設計・施工部門ISO9000:2000認証 MSA-QS-2823

環境事業部(太陽光発電 オール電化)

太陽光発電で省エネ生活始めませんか?
新築はもちろん既存住宅への取り付けも可能です。(見積無料)
ホームページにて太陽光設置シミュレーションを無料実施中!

〒306-0305 茨城県猿島郡五霞町冬木730-1

TEL 0280-84-0577 FAX 0280-84-0443 MAIL gokaken@gokaken.com

http://www.gokaken.com(ゴカケン ドット コム)



シャープ太陽光発電システム特約店

